



佐賀県

<http://www.pref.saga.lg.jp>

PRESS RELEASE

平成27年3月6日

佐賀県選挙管理委員会

担当者 藤田・橋本

内線 1345 直通(0952)25-7025

E-mail:senkyokanrii@pref.saga.lg.jp

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動 に関する収支報告書の要旨を公表します

平成26年12月14日執行衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨を別添により公表します。

- ・立候補者6人（※詳細は別添資料参照）

平成26年12月14日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動
費用収支報告書の要旨の公表に係る説明資料

平成27年3月6日

佐賀県選挙管理委員会

平成26年12月14日執行衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動費用収支報告書の概要

1 選挙運動費用収支報告書の提出者

	今回	*前回
候補者数	6人	8人
提出者数	6人	8人

*「前回」とは平成24年12月16日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（佐賀県第1区～第3区）をいう。以下同じ。

2 収支の状況

(1) 収入

収入総額は、約45,857千円で前回(約61,460千円)に比べ、約15,603千円の減少(前回比74.6%)となっている。

①収入総額

	今回	前回	前回比
第1区	29,398,552円	32,149,930円	91.4%
第2区	16,458,375円	20,710,000円	79.5%
第3区	—	8,600,000円	—
県計	45,856,927円	61,459,930円	74.6%

②一人当たり

	今回	前回	前回比
第1区	9,799,517円	10,716,643円	91.4%
第2区	5,486,125円	6,903,333円	79.5%
第3区	—	4,300,000円	—
県計	7,642,821円	7,682,491円	99.5%

(2) 支出

支出総額は、約40,234千円で前回(約49,495千円)に比べ、約9,261千円の減少(前回比81.3%)となっている。

①支出総額

	今回	前回	前回比
第1区	21,199,409円	21,376,449円	99.2%
第2区	19,034,222円	17,940,115円	106.1%
第3区	—	10,178,746円	—
県計	40,233,631円	49,495,310円	81.3%

②一人当たり

	今回	前回	前回比
第1区	7,066,470円	7,125,483円	99.2%
第2区	6,344,741円	5,980,038円	106.1%
第3区	—	5,089,373円	—
県計	6,705,605円	6,186,914円	108.4%

3 収支の項目別内訳

(1) 収入

収入の構成比は、99.9%が寄附、0.1%がその他の収入となっている。

	収入額	寄附	その他の収入
第1区	29,399千円	29,355千円 (99.9%)	43千円 (0.1%)
第2区	16,458千円	16,458千円 (100.0%)	0千円 (0%)
県計	45,857千円	45,814千円 (99.9%)	43千円 (0.1%)

<注>金額の表示単位未満は四捨五入しているため、寄附及びその他の収入の合計と収入額(計)、第1区及び第2区の合計と県計が一致していない箇所がある。

(2) 支出

支出額が多い項目は、家屋費、印刷費、広告費、人件費の順で、この4項目で支出額全体の約77.5%を占めている。

(単位:千円、%)

支出額	人件	家屋	通信	交通	印刷	広告	文具	食糧	休泊	雑費
40,234	6,273	9,856	1,066	2,467	8,620	6,427	644	1,348	281	3,253
100.0	15.6	24.5	2.6	6.1	21.4	16.0	1.6	3.4	0.7	8.1

<注>金額の表示単位未満は四捨五入しているため、各項目の合計が支出額(計)と一致していない。

(3) 選挙公営費

(2)の印刷費、広告費の支出額のうち、選挙公営費として8,263千円(印刷費6,212千円、広告費2,050千円)を県が負担した。これは支出額全体(40,234千円)の約20.5%にあたる。

<注>金額の表示単位未満は四捨五入しているため、印刷費及び広告費の合計と選挙公営費(計)が一致していない。

4 支出の上位者

(単位:円)

	今回		前回	
	候補者名(選挙)	支出額	候補者名(選挙)	支出額
1	岩田和親(1区)	13,903,751	岩田和親(1区)	13,498,327
2	古川 康(2区)	9,459,014	大串博志(2区)	8,742,250
3	大串博志(2区)	8,856,833	今村雅弘(2区)	8,725,139
4	原口一博(1区)	6,490,439	保利耕輔(3区)	8,658,269
5	古賀 誠(1区)	805,219	原口一博(1区)	7,208,192

平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 候補者別選挙運動費用収支表

佐賀県第1区選挙区(支出の制限額24,017,300円) (単位：円)

候補者名	収入			支出										計
	寄附	その他の収入	計	人件費	家屋費	通信費	交通費	印刷費	広告費	文具費	食糧費	宿泊費	雑費	
岩田 和規	13,050,000	43,333	13,093,333	2,376,550	3,906,649	282,975	999,952	2,528,049	578,656	161,660	550,744	102,557	2,415,959	13,903,751
古賀 誠	805,219	0	805,219	255,000	106,800	0	0	313,524	85,860	0	36,281	0	7,754	805,219
原口 一博	15,500,000	0	15,500,000	703,000	1,205,701	325,104	549,754	1,640,200	1,521,101	148,328	229,723	0	167,528	6,490,439
合計	29,355,219	43,333	29,398,552	3,334,550	5,219,150	608,079	1,549,706	4,481,773	2,185,617	309,988	816,748	102,557	2,591,241	21,199,409

佐賀県第2区選挙区(支出の制限額24,415,900円) (単位：円)

候補者名	収入			支出										計
	寄附	その他の収入	計	人件費	家屋費	通信費	交通費	印刷費	広告費	文具費	食糧費	宿泊費	雑費	
大串 博志	7,000,000	0	7,000,000	1,123,125	3,427,702	112,599	173,854	1,820,600	1,753,890	35,723	190,701	0	218,639	8,856,833
古川 康	8,740,000	0	8,740,000	1,635,000	1,158,685	345,434	743,434	1,970,640	2,428,975	297,822	296,274	139,900	442,850	9,459,014
御厨さとみ	718,375	0	718,375	180,000	50,000	0	0	347,220	58,255	0	44,180	38,720	0	718,375
合計	16,458,375	0	16,458,375	2,938,125	4,636,387	458,033	917,288	4,138,460	4,241,120	333,545	531,155	178,620	661,489	19,034,222

平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 選挙運動費用収入支出表

(単位：円)

選挙区別	提出		収入										支出										計
	者数	寄附	その他の収入	計	人件費	家屋費	通信費	交通費	印刷費	広告費	文具費	食糧費	体泊費	雑費									
第1区	3	29,355,219	43,333	29,398,552	3,334,550	5,219,150	608,079	1,549,706	4,481,773	2,185,617	309,988	816,748	102,557	2,591,241	21,199,409								
第2区	3	16,458,375	0	16,458,375	2,938,125	4,636,387	458,033	917,288	4,138,460	4,241,120	333,545	531,155	178,620	661,489	19,034,222								
合計	6	45,813,594	43,333	45,856,927	6,272,675	9,855,537	1,066,112	2,466,994	8,620,233	6,426,737	643,533	1,347,903	281,177	3,252,730	40,233,631								
平均		7,635,599	7,222	7,642,821	1,045,446	1,642,590	177,685	411,166	1,436,706	1,071,123	107,256	224,651	46,863	542,122	6,705,605								

前回衆議院選挙時(H24.12.16)

合計	8	58,249,930	3,210,000	61,459,930	9,282,600	9,074,638	2,519,293	3,169,558	11,516,436	8,180,120	823,052	1,355,623	54,100	3,519,890	49,495,310
平均		7,281,241	401,250	7,682,491	1,160,325	1,134,330	314,912	396,195	1,439,555	1,022,515	102,882	169,453	6,763	439,986	6,186,914

前回との増減

合計	-2	-12,436,336	-3,166,667	-15,603,003	-3,009,925	780,899	-1,453,181	-702,564	-2,896,203	-1,753,383	-179,519	-7,720	227,077	-267,160	-9,261,679
平均		354,358	-394,028	-39,670	-114,879	508,260	-137,227	14,971	-2,850	48,608	4,374	55,198	40,100	102,136	518,691

選挙運動に関する収支報告書について

1 収支報告書の提出（公職選挙法第189条）

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書を、それぞれ次に掲げる期間までに、当該選挙を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

（１） 選挙期日の公示の日前まで、公示の日から選挙期日まで及び選挙期日の経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から15日以内に報告書を提出しなければならない。

（２） 上記の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内に報告書を提出しなければならない。

2 収支報告書の要旨の公表（公職選挙法第192条）

収支報告書を受理したときは、選挙管理委員会は、その要旨を公表しなければならない。

その公表は都道府県選挙管理委員会にあっては、県公報により行う。

3 収支報告書の保存及び閲覧（公職選挙法第192条）

選挙管理委員会は、収支報告書を受理した日から3年間保存しなければならない。

何人も上記の期間内においては、選挙管理委員会の定めるところにより当該収支報告書の閲覧を請求することができる。

4 会計帳簿の保存（公職選挙法第191条）

出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他の支出を証すべき書面を収支報告書提出の日から3年間保存しなければならない。

○ 選挙運動に関する支出金額の制限

(公職選挙法第194条、公職選挙法施行令第127条)

制限額 = 15円 × 選挙人名簿登録者数 + 19,100,000円
(100円未満切上げ)

選挙区	選挙人名簿登録者数	選挙運動費用制限額
第1区	327,815人	24,017,300円
第2区	354,390人	24,415,900円

※ 選挙人名簿登録者数は、当該選挙における選挙人名簿の選挙時登録の日現在における総数

選挙時登録の日 平成26年12月1日

(参考)

◎ 過去の制限額について

平成24年12月16日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙

第1区 22,668,000円

第2区 22,464,700円

第3区 22,471,000円

選挙運動に関する収支報告書の費目

人件費 選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上等運動員及び手話通訳者に対する報酬

家屋費 選挙事務所の借上料、電話架設料、個人演説会場の借上料

通信費 電報、電話、葉書、封書等に要する費用

交通費 運動員、事務員、労務者に係る交通費（実費弁償）

印刷費 選挙運動のために使用するポスター、葉書及びビラの印刷費等

広告費 立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用

文具費 紙、筆、墨、その他選挙事務所において使用した消耗品等

食糧費 湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用、法律で認められた運動員、労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用等

休泊費 休憩及び宿泊に要した費用

雑費 ガス代、電気代、水道代及び汲取料等

※ 諸費目はおおよそ上記のように分類されるが、選挙運動の費用は、これだけに限るものではなく、おおよそ選挙運動に関する費用はすべて適宜上記の費目に当てはめ、記載されることとなる。

下記の支出は、広義では選挙運動に関する支出であるが、狭義では選挙運動期間外の支出であったり、候補者又は出納責任者の関知しない支出であったりすることから、公職の候補者個人の収支報告書に記載する必要がない。

(公職選挙法第197条)

1. 立候補準備のために要した支出で、公職の候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
2. 立候補の届出があった後、公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
3. 公職の候補者が乗用する船車馬等のために要した支出
4. 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
5. 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
6. 候補者届出政党が行う選挙運動のために要した支出
7. 選挙運動用に使用する自動車及び船舶の借上料、ガソリン代、修繕代等に要した支出